

第108回行政苦情救済推進会議 議事概要

1 日時：平成29年12月8日(金) 15:00～17:00

2 場所：中央合同庁舎第2号館 1001会議室

3 出席者

座長 松尾 邦弘

江利川 毅

小野 勝久

梶田 信一郎

斎藤 誠

高橋 滋

南 砂

(総務省) 総務大臣政務官 山田 修路

行政評価局長 讃岐 建

大臣官房審議官 吉開 正治郎

行政相談管理官 田中 英人

4 議題

(1) 事案

- ① 高等学校等就学支援金の受給決定前の授業料納付の猶予（新規）
- ② 運転免許証の氏名の変更手続における確認書類の見直し（新規）
- ③ 国民健康保険高齢受給者証のサイズ変更及び国民健康保険被保険者証との一体化（継続）

(2) 報告

(あっせん)

単身赴任者に対するすまい給付金の申請要件の緩和

(回 答)

視覚障害の障害年金受給者宛ての年金額改定通知書等の改善

5 議事概要

会議の冒頭、山田総務大臣政務官から挨拶が行われた。

(1) 事案

事務局から、付議資料に基づき事案の内容の説明が行われた後、事案の検討が行われた。

① 高等学校等就学支援金の受給決定前の授業料納付の猶予

(高橋委員)

本件は、私立学校についての内容であるので限界がある。文部科学省に対し、学校に制度の趣旨の徹底等について指導を求めるのはいいが、指導を行ったあとどうなったかは非常に重要である。あっせんする場合、事務局はフォローアップをどうするか考えておいてほしい。

(松尾座長)

授業料をいったん全額徴収しその後還付している学校が51校のうち8校あるとされている。後から還付するのであれば、還付しなくてもいいように配慮した上で授業料を徴収すればいいと思われるが、学校に全額徴収することが必要な理由があるのか。

(事務局)

年度当初は就学支援金の審査等の事務がたて込むことや別途交付されている北海道単独の補助金の交付決定が秋にあるので、就学支援金についても、これと一緒に還付していることなどを理由に挙げている学校がみられた。

また、このような学校の授業料徴収方針が望ましいやり方でないことについて、これまで文部科学省や北海道から指導を受けたことがない学校もみられた。

(梶田委員)

学校が半年分などの授業料をまとめて徴収すること自体は認められているのか。

(事務局)

通信制など一部の学校については授業料の一括徴収が行われており、このような徴収方法自体は認められている。

(梶田委員)

生徒は、入学前の時点では就学支援金が受給できるかどうか分からない場合があるが、入学後に受給の可否がわかった時点では、授業料から就学支援金相当分を控除して徴収するべきである。入学後、9月まで就学支援金相当分を控除せず、11月に還付しているのは、制度の趣旨から考えて問題がある取扱いであるということの良いか。

(事務局)

そのように考えていただいて差し支えない。

(梶田委員)

だとすると、4月分から就学支援金相当分を控除した上で授業料を徴収している学校はサービスでこれを実施していることになるのか。

(事務局)

全日制の私立高校は毎月授業料を徴収している。就学支援金が支給されるかされないかは、保護者の収入に係る資料を提出させればわかるので、4月から就学支援金相当分を控除した上で授業料を徴収することは可能であり、生徒・保護者の負担にも配慮した徴収方法であるということができる。

(小野委員)

就学支援金制度の趣旨に沿って、また、保護者の立場に立ったやり方をすべきだということから、私に関係する学校では、入学手続書類の中に保護者の収入関係書類を追加することにより、4月から就学支援金相当分を減額して授業料を徴収している。

(松尾座長)

それは、入学前に就学支援金の審査をしているということか。

(小野委員)

入学手続書類はほかにも数多くあり、保護者の所得証明書類をその中に追加している。生徒数が増えれば事務担当者も多く必要になるが、そこまで手がかかるものではない。

(松尾座長)

3か月以上にわたり授業料を全額徴収している学校においては、後で還付する手間もかかるが、全額徴収しなければならない理由があるのだろうか。

(小野委員)

学校は、就学支援金に計算間違いがあったときのことをおそれているのではないかと。還付するにしても、手元に現金があれば追加徴収するようなことにはならない。

(事務局)

4月などは、銀行引き落としのための事務処理が間に合わないといった事情もあるようである。

(松尾座長)

4月から就学支援金相当分を控除した上で授業料を徴収する学校は、そのための対策を講じているということか。

(事務局)

小野委員の学校のように、就学支援金の算定に必要な保護者の収入に関する書類を早めに徴収して、就学支援金の受給の可否を判断している学校がみられる。

(斎藤委員)

就学支援金についての計算を前倒しで行い、受給の可否を判断することで4月から就学支援金相当分を控除して授業料を徴収する方法を採ることについて学校に指導を求めることでよいと思う。年度当初は、授業料以外にも施設費等の負担が必要であ

るのだから、保護者の負担が軽減できればそれに越したことはない。逆に全額徴収を続けてしまえば後で還付する手間が残る。

(松尾座長)

就学支援金相当分を計算の上控除し、4月から必要な授業料を納めさせる方が保護者の負担は軽くなるが、一旦全額の授業料を徴収し、後日還付しなければならない特別の事情はあるのか。

(事務局)

調査した限りでは特段ないものと理解している。

(梶田委員)

前年度の所得割額はいつ分かるのか。

(事務局)

6月に市町村から住民税額決定通知書が送付され、前年度分の収入が確定する。

(梶田委員)

前年の収入が、前々年の収入より増え、就学支援金の金額が下がった場合には授業料が追徴されるのか。

(事務局)

4～6月分の就学支援金については前々年度の収入により、7月分以降については、前年度の収入によりそれぞれ算定されるため、追徴されることにはならない。

(江利川委員)

文部科学省も生徒・保護者の負担に配慮するよう都道府県に指導を求めており、今回調査した学校も文部科学省等の指導があれば検討すると述べていることから、保護者の負担に配慮し、学校に、就学支援金相当分を4月から控除するよう指導を求めることで良いのではないか。

(松尾座長)

本事案については、保護者の負担に配慮し、就学支援金相当分を4月から控除して授業料を徴収するよう学校に指導を求めるとともに、生徒や保護者が、就学支援金について、正確な情報を得られるよう学校に指導を求める方向であっせんするよう進めてもらいたい。

② 運転免許証の氏名の変更手続における確認書類の見直し

(小野委員)

国としてマイナンバーカードの活用を推進していく観点からすると、運転免許証の氏名の変更届においてマイナンバーカードを確認書類として認めるよう検討する必要はあるのではないか。

(高橋委員)

資料3 ページの警察庁の説明について、本人確認のために本籍まで確認する理由が

抽象的であるが、具体的な説明はあったか。

(事務局)

警察庁からは、具体的な説明はなかった。

なお、運転免許証の住所の変更届では、本籍は確認していないとのことである。

(梶田委員)

マイナンバーカードは、本人確認の身分証明証として認められているものであるが、本人確認において、マイナンバーカードの情報だけでなく本籍まで確認したいという警察庁の説明に疑問がある。

また、氏名の変更に伴い本籍も変更した場合は、マイナンバーカードではなく本籍を記載した住民票の写しを確認書類として求めればよく、本籍の変更を伴わない場合は、マイナンバーカードを確認書類として認めることができるのではないか。氏名の変更届において、本籍の変更の有無まで確認する必要性がどこまであるのか疑問である。

(江利川委員)

警察庁においては、本籍を確認すべき何らかの事情があるのではないか。

(斎藤委員)

本籍の変更を伴わず氏名のみを変更する場合も実際にあり、その場合は、運転免許証の氏名の変更届の確認書類としてマイナンバーカードを認めることは可能と考えられる。今後は、本籍の変更を伴わず「住所のみ」又は「氏名のみ」変更した場合の確認書類としてマイナンバーカードを認め、本籍の変更を伴う場合のみ、本籍の情報が確認できる書類を求めるべきと考える。

(松尾座長)

警察庁は、本籍又は氏名は運転免許行政を正確に行う必要性から厳格に確認する必要があるとしているが、運転免許行政において本籍を確認する必要性について、説明はあったか。

(事務局)

警察庁から明確な回答は得られていないが、どのような場面で本籍情報が必要になると想定されるか確認したところ、交通違反の反則金を納めなかった場合等の刑事手続において、本籍の情報を利用することがあり得るとの説明があった。

(松尾座長)

反則金を納めないと戸籍に記載されるのか。

(事務局)

戸籍には記載されない。

(梶田委員)

国の様々な免許に本籍の情報は記載されているのか。

(南委員)

医師免許には本籍情報がある。また、運転免許証の本籍情報とどのように関係するか分からないが、駐車禁止違反をした者のなりすましが問題となっているという話を聞いたことがある。

各種行政で本籍情報を求められることが多いが、なぜ必要なのか疑問を感じる。

(松尾座長)

交通違反の反則金ではなく、刑事事件となって罰金を納めるよう命じられた場合は、その情報はどこかに記録されるのか。

(事務局)

本籍地の市町村で犯歴情報が管理されているが、戸籍にはその情報は記載されない。

(小野委員)

警察庁に、氏名変更全体においてもマイナンバーカードを認めるよう働きかけをするのであれば、警察庁がこれを認められないとする事情等を再調査するべきと考える。

(江利川委員)

本籍又は氏名は運転免許行政を正確に行う必要性から厳格に確認する必要があるとの警察庁の説明が抽象的であり、もう少し具体的な説明がないと判断できない。

(松尾座長)

警察庁に対し、氏名の変更届の際に本籍の確認をする必要性について、より具体的な説明を求めることとし、継続審議とする。

③ 国民健康保険高齢受給者証のサイズ変更及び国民健康保険被保険者証との一体化

(江利川委員)

一体化を推進するためには、市町村任せではなく、都道府県による強いリーダーシップが必要であるとの意見を挙げた都道府県があったとのことであるが、何か理由はあるのか。

(事務局)

近隣の市町村の動向を見ながら、一体化の是非を判断する市町村が多いためであると思われる。

(江利川委員)

この意見があったのは、一体化を推進している都道府県とは別の都道府県なのか。

(事務局)

そのとおりである。

(松尾座長)

一体化の実施は、市町村にとってそれなりの負担を伴うものであり、都道府県がある程度のリーダーシップを取るべきであるとの意見は分からなくはない。

(斎藤委員)

一体化すると、毎年の経費減が生じることは自治体に示す必要がある。また、シス

テム改修や事務負担の問題について、自治体クラウドの活用や国保連合会への業務委託で対応するという方法は、合理的なものだと思われるので、厚生労働省が、これらの情報を集約して自治体に提供することは意義があることだと考える。

(松尾座長)

それでは、被保険者証と高齢受給者証の一体化の取組について、厚生労働省に自治体への情報提供を求める方向で進めてもらいたい。

(2) 報告

事務局から、以下について概要を報告した。

(関係機関にあっせんしたもの)

単身赴任者に対するすまい給付金の申請要件の緩和

(回 答)

視覚障害の障害年金受給者宛ての年金額改定通知書等の改善

以 上